

IV 管理・運営

IV（１）管理・運営

1 NPO法人の活動の原則

NPO法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはいけません。また、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）のみならず、すべての法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。（詳しくは、「制度の概要 P.10～」を参照）

2 定款に沿った法人運営

定款は、法人を運営していくための根本的な規則です。定款の記載内容を逸脱した事業活動や法人運営に陥らないよう、定款の規定内容は、日頃からよく把握しておきましょう。

（参考）以下は、定款に絶対的に記載しておかなければならないとされている事項です。（法11）

	記 載 事 項	内 容
1	目的	法人の活動目的
2	名称	法人の名称
3	特定非営利活動及び事業の種類	法人が行う特定非営利活動の種類（法別表第2）や具体的な事業名
4	事務所の所在地	主たる事務所及びその他の事務所の所在地
5	社員の資格の得喪に関する事項	社員になるための条件や退会方法、社員資格の喪失の条件など
6	役員に関する事項	役員の種別や定数、代表権者、選任方法、任期、職務など
7	会議に関する事項	会議の種別や権能、議事録記載事項、招集方法など
8	資産に関する事項	資産の構成や区分など
9	会計に関する事項	会計の原則や区分など
10	事業年度	事業年度
11	その他事業の種類及び事業に関する事項	その他の事業を行う場合は、その他の事業の種類や具体的な事業名
12	解散に関する事項	法人の解散の事由や残余財産の帰属先など
13	定款変更に関する事項	定款変更の議決方法など
14	公告の方法	公告の方法
15	設立当初の役員	設立総会で選任された役員

3 社員総会の開催

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常社員総会を開催しなければなりません。（法14②）

社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければなりません。（法14④）

4 閲覧書類の備え置き・閲覧

NPO法人は、その活動を広く一般市民に公開し、市民の参加を図り、より一層活動を発展させていくことが期待されています。そのためNPO法人は、すべての事務所に書類を備え置き、社員その他利害関係人*から請求があった場合には、正当な理由がない限り閲覧させなければなりません。

(詳しくは、次頁「備置き・閲覧書類一覧」を参照)

※利害関係人とは、債権者、保証人、法人と契約関係にある者等です。それ以外の者への閲覧は義務ではありませんが、これから入会しようとする者等に対して積極的に情報公開をすることで法人の信用が高まる場合もあります。

NPO法人は、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、NPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません(法28①)。



【令和2年法改正点】

所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等(閲覧をする日から5年以内に提出を受けたもの)に限ります。)、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければなりません(法30)。

NPO法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣総理大臣と所轄庁に対して、NPO法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民へ迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されています(法72)。また、所轄庁及びNPO法人に対して、NPO法人の活動状況等の情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています(法72②)。



岡山市では、次の場所で法人の基本情報や事業報告書等の情報公開を行っています。

▶ **岡山市市民協働企画総務課(本庁2階)**

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL (086)803-1061

▶ **おかやまNPO・ボランティアサイト「つながる協働ひろば」**

＜NPO法人の事務所における書類の備置き・閲覧及び所轄庁における閲覧・謄写書類一覧＞

備え置き書類		NPO法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧・謄写)		
設立初年度	事業計画書	○	事業報告書等を 作成するまで	○	事業報告書等の 提出があるまで	
	活動予算書	○		○		
	設立の時の財産目録※1	○		○		
	定款	○	(最新のもの) 変更があるまで	○	最新の提出分	
	役員名簿	○		○※2		
	認証書の写し	○		○		
	登記事項証明書の写し	○		○		
※1 設立時の財産目録は、事業報告書等を作成後は閲覧の対象ではありませんが、常に事務所に備え置く必要があります。						
翌事業年度以降	事業報告書等	事業報告書	○	作成の日から起算して5年が経過した 日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間の提出分
		計算書類 (活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記)	○		○	
		財産目録	○		○	
		年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○※2	
		前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	○		○※2	
	役員名簿	役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員に就いての報酬の有無を記載した名簿	○	(最新のもの) 変更があるまで	○※2	最新の提出分
	定款等	定款	○		○	
		認証書の写し	○		○	
		登記事項証明書の写し	○		○	

※2 所轄庁で閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」は個人の住所、居所についての記載の部分を除きます。(詳細については、P 6 8 参照)

IV（２）所轄庁手続き

NPO法人は、所轄庁により認証を受けて設立された法人です。したがって、所轄庁に対しさまざまな事務手続きが必要となります。主なものは、次の通りです。

手 続 事 項	時 期	参照P
・事業年度が終了した時	・事業年度終了後3ヶ月以内 ・年1回必ず	70
・役員に変更があった時	・役員住所、氏名等に変更があった時 (役員全員が再任された場合も変更になります)	98
・定款を変更したい時 ／定款を変更した時	・随時	104



<お願い>

次の場合は「届出書」の提出は必要ありませんが、事務管理の都合上、電話、FAX、Eメール等で所轄庁までご連絡ください。

- ◆在任中の理事の中で代表理事が交代した場合(※変更の登記は必要)
- ◆定款上、事務所の所在地の記載を「岡山市」までとしている法人が、岡山市内で所在地を変更した場合(※変更の登記は必要)
- ◆事務連絡先、郵送先

1 事業報告書等の提出

NPO法人は毎事業年度1回、次の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければなりません(法29)。提出を怠った場合には過料処分の対象になるほか、3年以上にわたり提出を行わなかった場合には、設立認証の取消しの対象となります。

(法43①)

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	事業報告書等提出書	第8号		1	74
2	事業報告書	任意	○	2	75
3	計算書類 (活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記) ※計算書類の注記の提出については任意となります。	〃	○	2	76
4	財産目録	〃	○	2	84
5	年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	〃	○※	2	88
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	〃	○※	2	89

※所轄庁で閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」は個人の住所、居所についての記載の部分を除きます。(詳細については、P68参照)

またNPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、法に掲げる方法のうち

定款で定めた方法により公告しなければなりません。

《貸借対照表の公告》

平成 28 年法改正により、NPO 法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。(平成 30 年 10 月 1 日施行)

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません(法 28 の2)。

- ① 官報に掲載する方法(法 28 の2①一)
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法(法 28 の2①二)
- ③ 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。)
(法 28 の2①三)
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法(法 28 の2①四、法規3の2②)

(注1) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります(法 28 の2②)。また、一度掲載することで公告となります。

(注2) ③の内閣府令で定めるものとは、法規第1条第1号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。(法規3の2①)

(注3) ③を選択した場合、公告をしなければならない期間(以下「公告期間」といいます。)は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります(法 28 の2④)。

(注4) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。(法 28 の2③)

(注5) ③による公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません(法 28 の2⑤)。

- a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること(法 28 の2⑤一)
- b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の1を超えないこと(法 28 の2⑤二)
- c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと(法 28 の2⑤三)

(注6) ④の「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています(法規3の2②)。

(注7) ④を選択した場合、公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります(法規3の2③)

《貸借対照表の公告の規定に係る経過措置について》

貸借対照表の公告に係る規定(法第 28 条の2)の施行日は、平成 30 年 10 月 1 日と規定されています。したがって、NPO 法人は平成 30 年 10 月 1 日以後に作成する貸借対照表について公告する必要があります。ただし、経過措置として、平成 30 年 10 月 1 日より前に作成した貸借対照表で直近の事業年度のもの(以下、「特定貸借対照表」といいます。)についても、定款で定める方法により公告する必要があります。この場合、公告のタイミングは、①平成 30 年 10 月 1 日までに公告する、②平成 30 年 10 月 1 日以後遅滞なく公告する、のどちらかを選択します。

《公告の方法に係る定款の変更について》

貸借対照表の公告は、定款で定めた方法により行っていただく必要があります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報掲載が必要となります。貸借対照表の公告を、現行定款の規定とは別の方法で行う場合は、特定貸借対照表の公告までに、定款を変更する必要があります。

【現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例】

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

公告方法	記載例
官報(第 1 号)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
日刊新聞(第 2 号)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告(第 3 号)	<p>【法人の HP を選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> <p>【内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</p> <p>【事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合(任意)】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、(※)に掲載して行う。 (※)は、「官報」または「〇〇県において発行する〇〇新聞」のどちらかを選択します。</p>
主たる事務所の公衆の見やすい場所(第 4 号)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

《内閣府 Q&A(抜粋)》

Q.貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

A. 公告方法を「A 及び B による方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A 又は B による方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

Q.貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告(法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、法規第 3 条の 2 第 1 項)とはどのようなものですか。

A. 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」(法規第 3 条の 2 第 1 項)とは、要するにインターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO 法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該 NPO 法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」(法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号)ことが必要ですので、判断にあたっては、例えば無料で、かつ事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、等を踏まえる必要があります。

Q.電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。

A. SNS をはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なります。公告の掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」(法第 28 条の 2 第 1 項)ことが必要ですので、判断にあたっては、無料でかつ登録行為なしに閲覧できる状態にあるか、法定期間中に継続して掲載することが可能かなどを踏まえる必要があります。例えば、NPO 法人が LINE のトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりませんので、公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

Q.貸借対照表の公告のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」(法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、法規第 3 条の 2 第 2 項)とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室を法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

A. 法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該 NPO 法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示場や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

Q.貸借対照表の公告の方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合、貸借対照表の「要旨」(法第 28 条の 2 第 2 項)とはどのようなものをいうのですか。

A. 掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

記載例 事業報告書等提出書（法第 29 条関係）
様式第 8 号（第 8 条関係）

岡山市長 様

提出の日

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）
の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 29
条の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書（2部）
- 2 前事業年度の活動計算書（2部）
- 3 前事業年度の貸借対照表（2部）
- 4 前事業年度の財産目録（2部）
- 5 前事業年度の年間役員名簿（2部）
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（2部）

備考

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載すること。
- 2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

年度事業報告書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

前事業年度の事業の成果を簡潔にまとめる。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

〇〇の事業を実施し、□□の成果が得られた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施がない場合は「実施なし」と記入。

事業の対象はどんな人で何人だったかを記入。

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)

有無にかかわらず、すべて記載。定款に定めている事業は実施の

欄を広げて詳しく記入。記入できるだけ詳しく記入。

事業にかかった費用のみを記載する。管理費は含まない。

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)

その他の事業を行う場合のみ記載する。特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について、区分を明らかにして記載する。
- ③ 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- ④ 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- ⑤ 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合には、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。

様式例・記載例「前事業年度の計算書類①（活動計算書）」（法第28条第1項関係）

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の自至
 年月日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	×××
賛助会員受取会費	×××
.....	×××
	×××
2. 受取寄附金	
受取寄附金	××
施設等受入評価益	××
.....	××
	×××
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	××
.....	××
	×××
4. 事業収益	
〇〇事業収益	××
5. その他収益	
受取利息	××
雑収益	××
.....	××
経常収益計	×××
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	×××
法定福利費	×××
退職給付費用	×××
福利厚生費	×××
.....	×××
人件費計	×××
(2) その他経費	
会議費	××
旅費交通費	××
施設等評価費用	××
減価償却費	××
支払利息	××
.....	××
その他経費計	××
事業費計	×××
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	××
給料手当	××
法定福利費	××
退職給付費用	××
福利厚生費	××
.....	××
人件費計	×××
(2) その他経費	
会議費	××
旅費交通費	××
減価償却費	××
支払利息	××
.....	××

その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい(表示例は以下のとおり。)

(一般正味財産増減の部)			
I 経常利益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金振替額	×××		用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額
.....			
II 経常費用			
2. 事業費			
援助用消耗品費		×××	
.....			
(指定正味財産増減の部)			
受取寄附金		〇〇〇	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上
.....			
一般正味財産への振替額		△×××	

様式例・記載例「前事業年度の計算書類②（定款にその他事業が掲げられている場合の活動計算書）」
 (法第28条第1項関係)

〇〇年度 活動計算書

当該事業年度の自至年月
 日を記載

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××

会費の性格に応じて分けて記載

「事業費」は、法人の事業実施のために直接要する費用で、「人件費」と「その他経費」に分けた上で支出の形態別に内訳を記載

「管理費」は、法人の法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用(*)で、「人件費」と「その他経費」に分けた上で支出の形態別に内訳を記載
 (*)総会や理事会の開催費用、法人事務所の賃貸料など

支払利息		×××		×××
.....		×××		×××
その他経費計		×××		×××
管理費計		×××		×××
経常費用計		×××	×××	×××
当期経常増減額		×××	×××	×××
III 経常外収益				
1. 固定資産売却益		×××		×××
.....		×××		×××
経常外収益計		×××		×××
IV 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		×××		×××
.....		×××		×××
経常外費用計		×××		×××
経理区分振替額	その他の事業で得た利益の振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額		×××	×××	×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいは脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記する

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、特定非営利活動に係る事業と区分して作成する（様式例②）。前事業年度に実施しなかった場合でも、収入支出0円の活動計算書を作成する。また、その他事業から利益が生じる場合には、特定非営利活動に係る事業会計への繰入れがわかるように記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいう。（当該事業の実施のために直接要する人件費、光熱費、交通費等が含まれる。）会計処理上は、定款に掲げる事業ごとに区分して記載する。
- 4 特に、支出規模（事業費＋管理費）で見た特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料になる。

様式例・記載例「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」（法第28条第1項関係）

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度の末日
を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		×××
当期正味財産増減額		×××
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

「負債及び正味財産合計」と金額が一致する
ことを確認する

前事業年度貸借対照表の「正味財産合
計」と金額が一致することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致
することを確認する

「資産合計」と金額が一致すること
を確認する

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	×××
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

使途等が制約された寄附金等の残高を記載

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

- (2) 固定資産の減価償却の方法

.....

- (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

- ・〇〇引当金

.....

- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

- (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2. 会計方針の変更

.....

3. 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によります。

合理的な算定方法を記載する
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円及び期末残高××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金を増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

・ 重要な後発事象

令和××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する

様式例・記載例「前事業年度の財産目録」（法第28条第1項関係）

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の
末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	流動負債合計
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益 1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益 3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金 4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費 5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	<p>確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。</p> <p>無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。</p> <p>提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。</p> <p>補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。</p> <p>事業の種類ごとに区分して表示することができる。</p> <p>販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。サービス利用の対価としての性格をもつ会費。</p> <p>為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。</p>
II 経常費用 1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 売上原価 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 施設等評価費用 減価償却費 保険料 諸会費	<p>ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。</p> <p>退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。給料手当、福利厚生費に含める場合もある。</p> <p>販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。</p> <p>講師等に対する謝礼金。</p> <p>車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。電話代や郵送物の送料等。</p> <p>電気代、ガス代、水道代等。事務所の家賃や駐車場代等。少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。</p>

勘定科目	科目の説明
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P76～77の様式例参照）。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P76～77の様式例参照）。
支払手数料 支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともでき
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金 (△)	
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。建物付属設備を含む。
建物	
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

記載例 前事業年度の年間役員名簿（法第 28 条第 1 項関係）

前事業年度の年間役員名簿
（ 年 月 日から 年 月 日）

前事業年度の自至年月日を記載する。 特定非営利活動法人〇〇〇〇

No.	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就 任 期 間	報 酬 を 受 け た 期 間
1	理事長	前年度中役員だった者全員について、住民票どおりに記載。		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
2	副理事長			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
3				年 月 日 ～ 年 月 日	
4				年 月 日 ～ 年 月 日	
5		辞任・新任・住所変更等、理事、監事の変更があった場合は、その都度役員の変更等届出書の提出が必要。届出済みかどうか確認すること。		年 月 日 ～ 年 月 日	
6				年 月 日 ～ 年 月 日	報酬無し
7	監 事			年 月 日 ～ 年 月 日	報酬無し

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

当該年度中の就任期間を記入

役員報酬を受けた役員がいる場合は、その期間を記入。該当がない場合は「報酬無し」を記入

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事又は理事の職名を定めている場合はその職名の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書類の記載どおりに記載する。
- 4 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員についてそれぞれ記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」とそれぞれ記載する。

記載例 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿（法第28条第1項関係）

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

（ 年 月 日現在）

年度末の日付

特定非営利活動法人〇〇〇〇

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

社員(正会員)のうち10人以上の記入があればよい。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。

【参考資料】

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書(抜粋)

平成 23 年 11 月

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

平成 23 年 6 月の改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

・ **活動計算書**

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

・ **貸借対照表**

事業年度末における NPO 法人のすべての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

・ **財産目録**

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です。

P.76～87 は、現段階において NPO 法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足りるなど、例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。

活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中

で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄すべてに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書から活動計算書への移行

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

平成23年6月の法改正で、従来の収支予算書、収支計算書に代えて活動予算書、活動計算書を作成、提出することとなっています。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、P.85～87の科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（P.81～83の様式例参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています(同基準 25, 26)。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです(公益認定制度における算入実例より)。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金(時間給)を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ、決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理(消耗品費として計上)ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間(耐用年数)にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています(同基準 24)。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により使途等が制約されている資産、②NPO法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことで、投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、すべてのNPO法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式例参照）。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

(1) 注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（記載例については P.81～83 の様式例参照）。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者（二親等内の親族）
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（2）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はI 2（3）参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6. 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 用途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 用途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち用途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、用途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に用途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 用途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、用途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱くと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件：市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定NPO法人についての留意事項

（1）認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（P.81～83 の様式例の注記4、5参照）
- ・ 用途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（P.81～83 の様式例の注記6参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（P.81～83 の様式例の注記10参照）
- ・ 会費の計上方法（P.85～86 の科目例及び P.76～79 の様式例参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（P.81～83 の様式例の注記10参照）
- ・ 関連当事者間取引（P.81～83 の様式例の注記9参照）

（2）認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本と

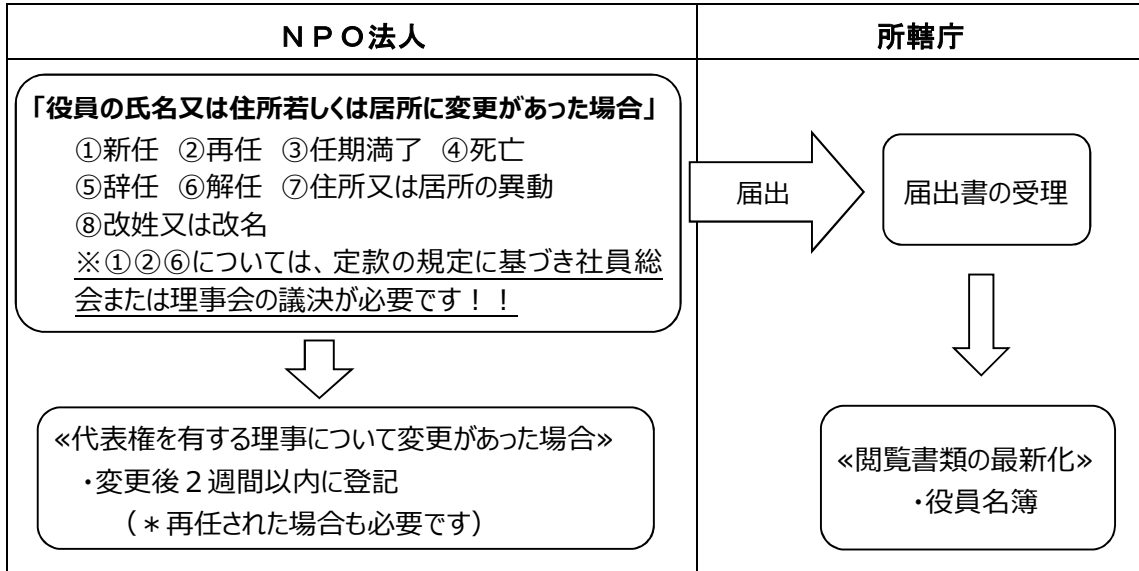
なるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

2 役員の変更の届出

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等を届け出なければなりません（法23①）。

また、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

(1) 手続きの流れ



(2) 所轄庁への届出

	届 出 書 類 等	様 式	部 数	参 照 P
1	役員の変更等届出書	第4号	1	100
2	変更後の役員名簿	任 意	2	102
<新任の場合提出>				
3	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	任 意	1	103
4	役員の住所又は居所を証する書面 （住民票等6ヶ月以内に発行されたもの） * 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は省略可能	官公署	1	—

«注意事項»

- ① 同一人が、理事から監事へ、又は監事から理事へ変わるときは、辞任（又は任期満了）と新任に該当することになります。
- ② 定款に定めている定数を超えて役員を増員する場合は、定款を変更する必要があります。
- ③ 任期満了後、全員が再任された場合も届出書を提出してください。
- ④ 代表権を有する理事について、任期満了に伴い再任された場合は（全員が再任でも）、改めて当該役員の「重任」の登記が必要です。

(3) 登記

代表権を有する理事に関する事項に変更があったときには、2週間以内に法務局で登記を行う必要があります。

なお、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。この場合、代表権を有する理事以外の役員登記は不要です。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成24年4月1日に施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

記載例 役員の変更等届出書

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者氏名 △ △ △

主たる事務所の所在地

電話番号 (×××) ×××××

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第23条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所	生年月日
〇年〇月〇日 再任	理事	フリ ガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	新任で、住民票を省 略する場合のみ生 年月日を記入。 ↓ S25.4.1 S31.3.1
〇年〇月〇日 辞任	理事	フリ 〇〇		
〇年〇月〇日 新任	理事	フリ ガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	
〇年〇月〇日 新任(増員)	理事	フリ ガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	
補欠・増員の場合は、その旨を付記すること。増員の場合は、定款に定める役員定数を越えないよう確認すること。定数を変更する場合は、定款変更届が必要。				
住所の異動	監事	〇〇 〇〇	〇県△郡△町△△△番地	
〇年〇月〇日 改姓	理事	フリ ガナ 〇〇 〇〇 (△△)	〇県△郡△町△△△番地	

住民票どおりの氏名、住所を記載。

理事・監事の別を記入。
(理事長・会長等の役職名ではない)

新住所を住民票どおりに記載

旧姓を()で併記する。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書面のとおりに記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面※
※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能
- 7 「生年月日」の欄は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合にのみ記載すること。
※役員が新たに就任した場合で、住民票を省略する場合のみ記載
- 8 変更後の役員名簿は 2 部添付すること

2部提出する

役員名簿

（ 年 月 日現在）

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	任期	報酬の有無
理事長	フリ ガナ 〇〇 〇〇	××市△二丁目4番6号	自 年 月 日 至 年 月 日	無
副理事長	フリ ガナ ×× ××	××市△五丁目3番3号	自 年 月 日 至 年 月 日	無
理事	フリ ガナ △△ △△	〇〇県××市△七丁目2番9号	自 年 月 日 至 年 月 日	無
同	フリ ガナ ●● ●●	〇〇県××市△九丁目4番8号	自 年 月 日 至 年 月 日	無
監事	フリ ガナ 〇〇 〇〇	〇〇県××市△57番地	自 年 月 日 至 年 月 日	無
同	フリ ガナ △△ 〇〇	〇〇県××市〇98番地の1	自 年 月 日 至 年 月 日	無

住民票の記載どおりに記入する。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。但し、理事において、理事長・副理事長などの職名を定めている場合はそれぞれの理事について職名を記載してください。
- 3 任期（2年以内で定款で定めている期間）を記載してください。
- 4 それぞれの役員について報酬の有無を記載すること。

記載例 様式例 就任承諾及び誓約書

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

署名または記名押印

町名及び番地まで、住民票どおりに記載

住所又は居所
氏名

(印)

私は、(特定非営利活動法人の名称)の理事(又は監事)に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

理事か監事のいずれかを記載

<p>特定非営利活動促進法第20条の要件</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した場合 ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 <p>四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p> <p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>特定非営利活動促進法第21条の要件</p> <p>役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>
--

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書面のとおりに記載する。
- 3 原本は法人で保管する。

3 定款変更の手続き

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）

また、定款変更の手続きには、所轄庁の認証が必要な場合と、所轄庁への届出が必要な場合（認証を受ける必要がない場合）があります。それぞれ手続きが異なりますので注意してください。

定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じません。（ただし、届出で足りる事項の変更を除きます。）

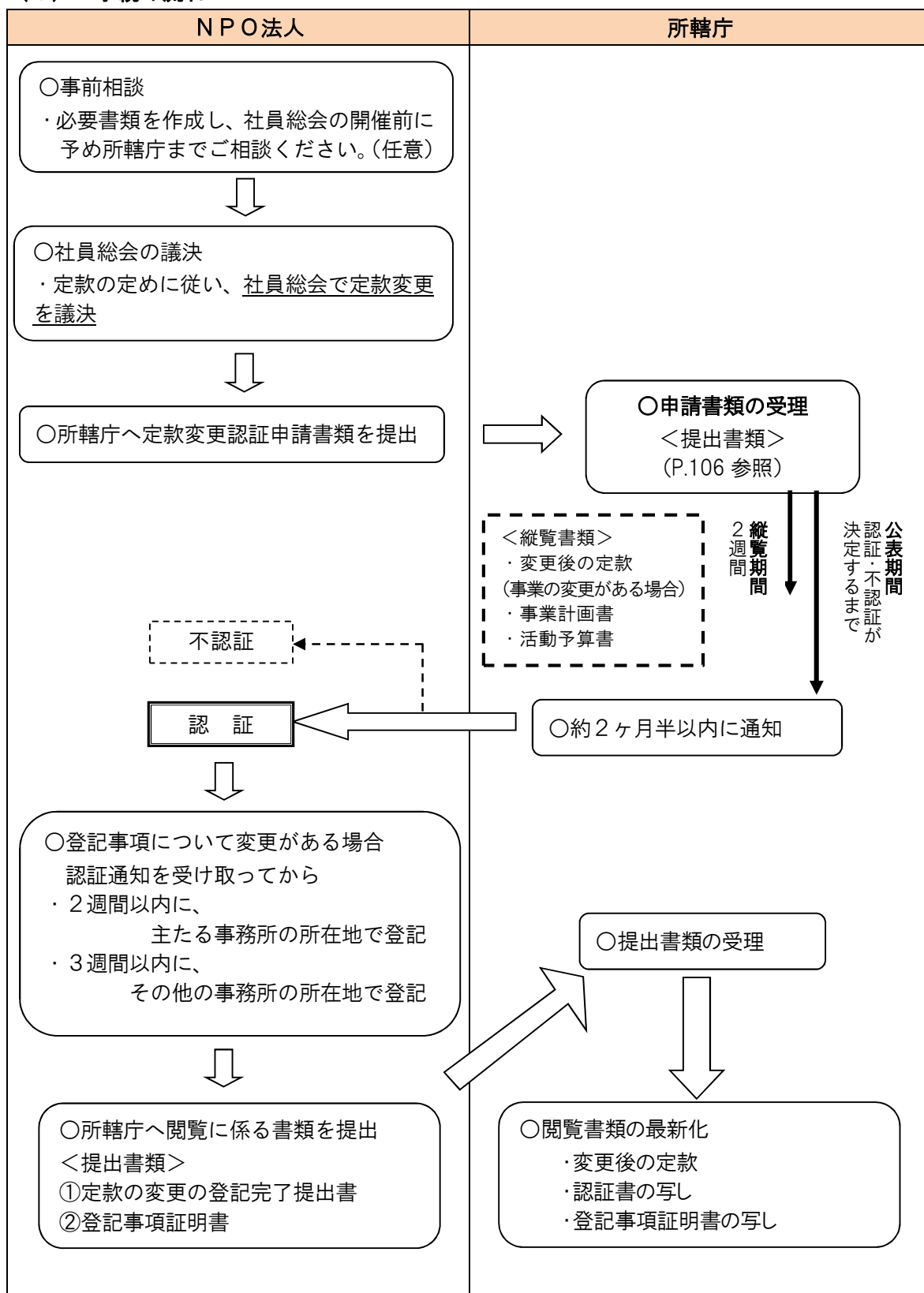
所轄庁の認証が必要な変更事項	所轄庁へ届出が必要な変更事項
① 目的	① 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
② 名称	② 役員の数に関する事項
③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	③ 資産に関する事項
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）	④ 会計に関する事項
⑤ 社員の資格の得喪に関する事項	⑤ 事業年度
⑥ 役員に関する事項 （役員の数に係るものを除く）	⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
⑦ 会議に関する事項	⑦ 公告の方法
⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項	⑧ その他認証を受けなければいけない事項以外の事項
⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）	
⑩ 定款の変更に関する事項	

※認証に関する事項と届出に関する事項の両方がある場合、認証申請書で一括することも可能です。

しかし、この場合は届出で足りる事項についても認証後でなければ効力を発することはできませんのでご注意ください。

1. 所轄庁の認証が必要な場合

(1) 手続の流れ



(2) 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

(3) 所轄庁への申請

① 【所轄庁変更を伴わない場合】

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	縦覧	部数	参照P
1	定款変更認証申請書	第5号		1	108~109
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本 (コピー)	任意		1	110
3	変更後の定款	〃	○	2	—
<特定非営利活動の種類及び事業並びにその他事業を変更する場合のみ提出>					
4	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	任意	○	2	—
5	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	〃	○	2	—

* 「定款変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日です。

② 【所轄庁変更を伴う場合】

所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出することとなります。(法 26①)

なお、様式及び書類の提出部数は変更後の所轄庁のものとなりますので、変更後の所轄庁にお問合せください。

◆ 岡山市から他の所轄庁へ変更を伴う定款変更

- (ア) 岡山市内の事務所を全部廃し他県に事務所を置く場合 (岡山市→他県)
- (イ) 岡山市の事務所を廃し市外に事務所を置く場合 (岡山市→岡山県)
- (ウ) 岡山市の事務所はそのままで、市外に事務所を置く場合 (岡山市→岡山県)
- (エ) 主たる事務所を県外に移す場合 (岡山市→他県)

◆ 他の所轄庁から岡山市へ変更をともなう定款変更

申請にあたっては、(3) ①の1～5の書類に加えて次のものが必要です。

	提出書類等	様式		部数	参照P
6	役員名簿	任意		1	102
7	確認書	〃		1	111
8	前事業年度の事業報告書（直近のもの）*	〃		1	75
9	前事業年度の活動計算書（直近のもの）*	〃		1	76～79
10	前事業年度の貸借対照表（直近のもの）*	〃		1	80
11	前事業年度の財産目録（直近のもの）*	〃		1	84
12	年間役員名簿	〃		1	88
13	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	〃		1	89
* 設立後、8～13の書類が作成されるまでの間は、次の書類に代える。					
14	設立申請時の事業計画書	任意		1	48
15	設立申請時の活動予算書	任意		1	49～56
16	設立の時の財産目録	任意		1	60

(1) 縦覧期間中の補正

提出書類に不備があるときは、その不備が軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を提出した日から1週間に満たない場合に限りです）。補正書に補正後の提出書類を添付して提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	補正書	第2号		1	57
2	補正後の書類			2	

(2) 定款変更後に提出する書類

登記事項に変更があった場合には、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	定款の変更の登記完了提出書	第7号		1	115
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

定款変更届出書と様式を間違えないように注意！
認証が必要な事項の変更はこちら。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

設立の認証申請の場合と同様に、2週間の縦覧を経て、申請書受理から2ヶ月半以内に所轄庁が認証又は不認証の決定を行いますので、注意してください。

記

変更する時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

- 1 変更の内容 定款第5条の特定非営利活動に係る事業の、物資無償運送事業を福祉有償運送事業へ変更する。新旧対照表は別紙のとおり。
- 2 変更の理由 地域のニーズに対応するため、福祉有償運送事業を行うこととしたため。

- 1 定款を変更する場合は、定款の定めにより社員総会を開き、変更事項について議決してください。
- 2 定款変更認証申請書を所轄庁へ提出してください。（所轄庁変更を伴わない場合）
提出の際は、添付書類を確認してください。
 - ・社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）
 - ・変更後の定款（2部）※特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事業に関する事項について定款変更を行う場合
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
 - ・定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）
- 3 登記事項に変更が生じた場合には、認証決定の後に、事務所を管轄する法務局で変更登記を行う必要があります。

(別紙)

変更後の定款
と一致させる

現行の定款と
一致させる

定款の新旧対照表

新	旧
(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>福祉有償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ○○○○○事業 ② ○○○○○事業 ③ <u>物資無償運送事業</u> (2) その他の事業 ① ○○○○○事業

新旧共に変更箇所にアンダーラインを引く

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- ③ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。
- ④ 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（1部）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動計算書及び法第35条第1項の財産目録）

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日時 年 月 日 時～ 時
- 2 場所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
- 3 社員総数及び出席者数 総数〇名 出席者〇名（うち書面表決者数 名）
- 4 審議事項
 - (1) 議長選任の件
 - (2) 議事録署名人の選任の件
 - (3) 定款変更に関する件
 - (4) ××に関する件
 - (5) 令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画並びに活動予算について（特定非営利活動の種類及び事業並びにその他事業を変更する場合）
 - (6)
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長に〇〇〇〇が満場一致で選出された。
 - (2) 議長より、議事録署名人として〇〇〇〇、〇〇〇〇を選任したいとの提案があり、承認された。
 - (3) 〇〇〇〇より、別紙定款変更の提案があり、. . . . 満場一致で可決された。併せて. . . .。
 - (4) 〇〇〇〇より、××の件について説明があり.。
 - (5) 〇〇〇〇より、令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画及び事業会計ごとの活動予算について提案があり、満場一致で可決された。
 - (6)

以上、この議事録が正確であることを証します。

【注意】

法人の定款に規定している議事録の作成方法を確認すること。

（標準定款では、第 30 条第 2 項（P 35）で規定）

署名＝自署

記名押印＝パソコン浄書等＋押印

年 月 日

議 長 (印)

議事録署名人 (印)

同 (印)

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 3には、書面表決者又は表決委任者があつては、その数を付記する。
- ③ 原本は法人で保管する。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、 年 月 日に開催された社員総会において確認しました。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

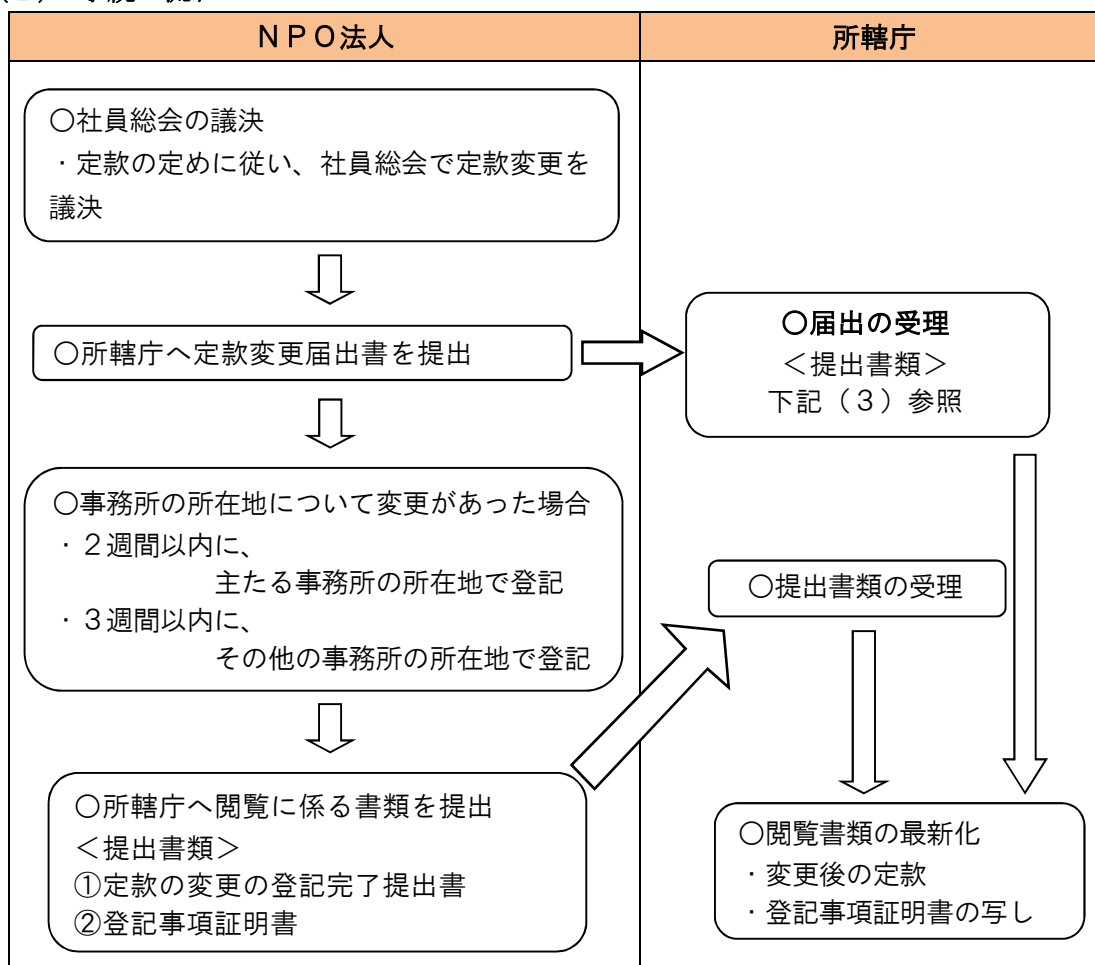
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

【留意点】

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2. 所轄庁へ届出が必要な場合

(1) 手続の流れ



(2) 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

(3) 所轄庁への届出

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	定款変更届出書	第6号	1	114
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本 (コピー)	任意	1	110
3	変更後の定款	"	2	—

(4) 事務所の所在地の変更に係る登記の変更後に提出する書類

事務所の所在地の変更があった場合には、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に登記を行う必要があります。

登記事項の変更後、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	定款の変更の登記完了提出書	第7号		1	115
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

記載例 定款変更届出書

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

提出の日

定款変更認証申請書と様式を間違えないように注意！届出で足りる事項の変更はこちら。

特定非営利活動法人〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款変更届出書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容 主たる事務所の所在地を変更する。
変更した時期 令和△年△月△日

条文の新旧対照表を記載する。別紙にしてもよい。

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市△町△丁目△番△号に置く。

- 2 変更の理由 当法人の新施設完成による事務所の移転。

- 1 定款を変更する場合は、定款の定めにより社員総会を開き、変更事項について議決してください。
2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部添付すること。
3 登記事項に変更があった場合は、事務所を管轄する法務局で変更登記をする必要があります。

【留意点】

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
② 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

記載例 定款の変更の登記完了提出書（法第 25 条第 7 項関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

岡山市長 様

年 月 日

提出の日

特定非営利活動法人〇〇
代表者氏名 △△ △△
主たる事務所の所在地
電話番号 (××) ×××

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 7 項の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この提出書には、登記事項証明書 2 部（うち写し 1 部）を添付すること。

V 解散・合併

V (1) 解散・清算の手続き

1 NPO法人の解散・清算

(1) 解散

NPO法人は、法に掲げる事由によって解散することができます。(法31)

(2) 清算

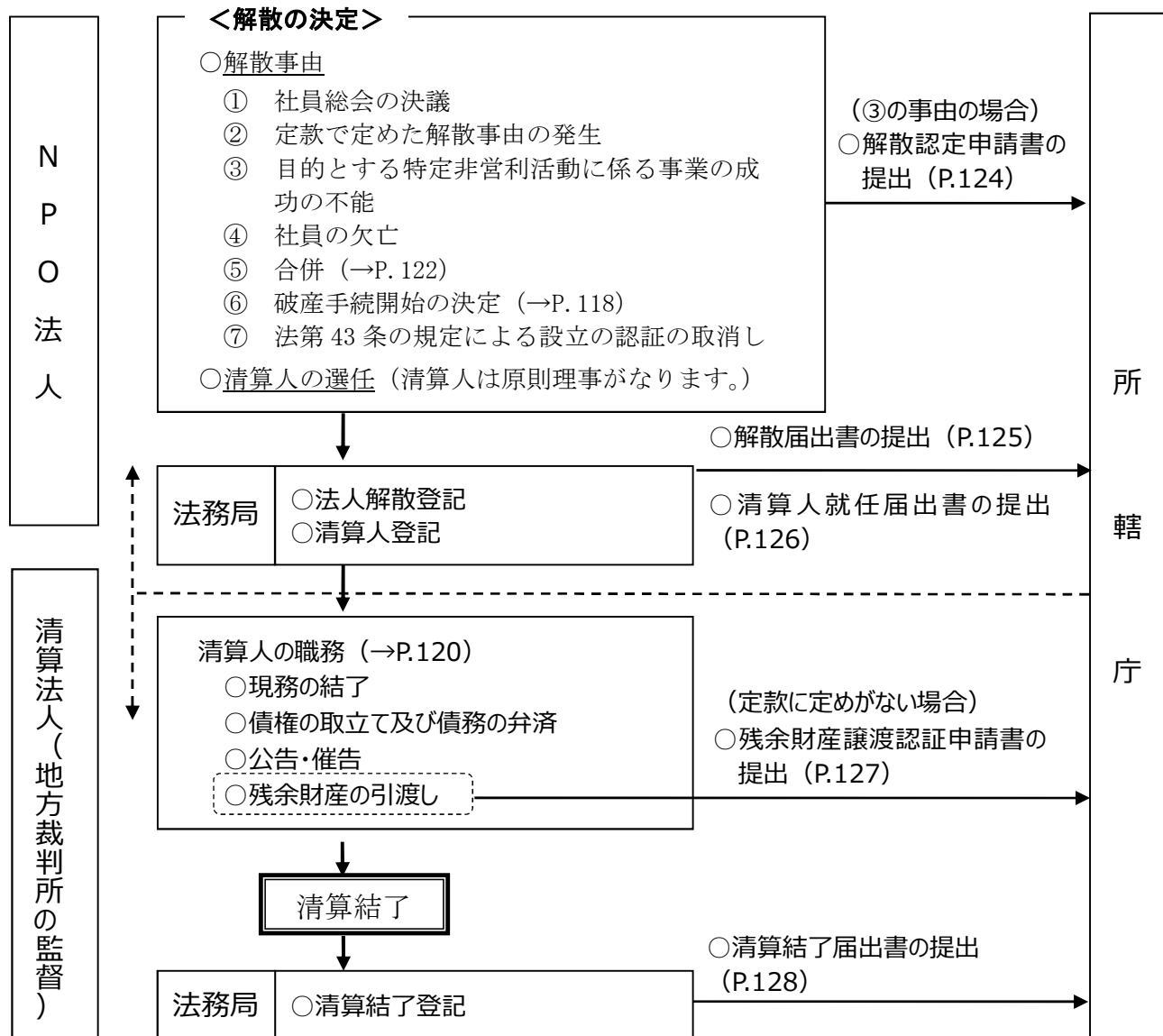
解散したNPO法人は、清算の目的の範囲内においてなお存続するものとみなされます。

清算人は、解散後遅滞なく公告し(官報に掲載)、債権者に対して一定期間内(2ヶ月以上)にその請求を申し出るよう催告をしなければいけません。(法31⑩)

清算終了後、清算終了の登記をもって、NPO法人格が消滅することとなります。

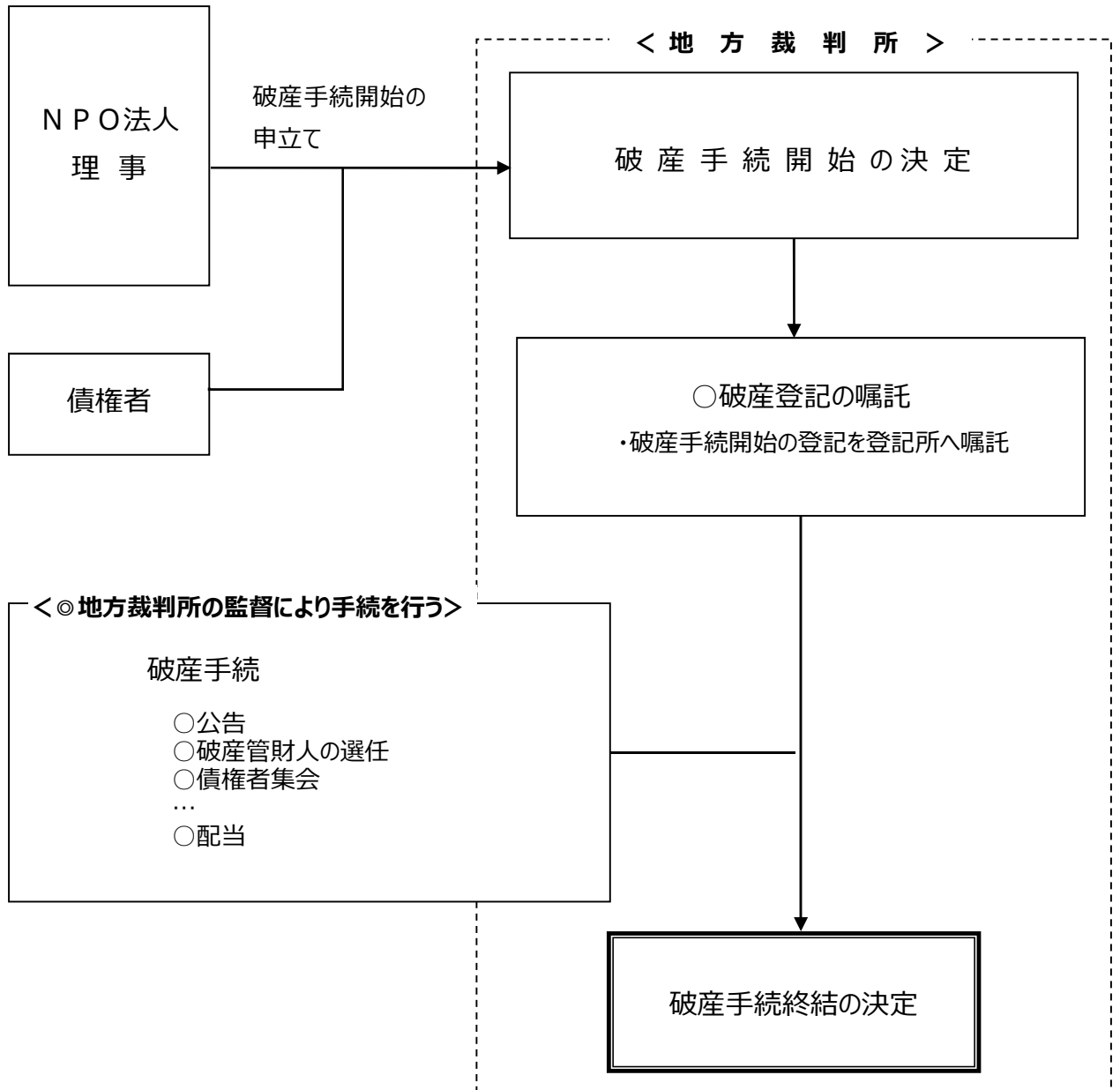
2 解散の手続き

(1) NPO法人の解散手続の流れ



< 法人が破産した場合 >

法人が、破産の原因である「法人の財産の内容である、負債が資産を上回った状態」に陥った場合、地方裁判所が破産手続開始を決定し、破産手続が行われます。



(2) 解散事由

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法31の1)

- ① 社員総会の決議(第1号)
- ② 定款で定めた解散事由の発生(第2号)
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(第3号)
- ④ 社員の欠亡(第4号)
- ⑤ 合併(第5号)
- ⑥ 破産手続開始の決定(第6号)
- ⑦ 第43条の規定による設立の認証の取消し(第7号)

※①については、議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。

ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

※④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む)です。

※⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

(3-1) 解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事となります。

清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	解散届出書	第10号	1	125
2	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書	官公署	1	—

(3-2) 解散事由③の場合の手続

まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	解散認定申請書	第9号	1	124
2	事業の成功の不能を証する書面	任意	1	—

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。以後、上記(3-1)に同じ。

(4) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

・他のNPO法人 ・国又は地方公共団体 ・学校法人
・公益法人（公益社団法人、公益財団法人） ・社会福祉法人 ・更生保護法人

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	残余財産譲渡認証申請書	第12号	1	127

3 清算の手続き

(1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に、その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	清算人就任届出書	第11号	1	126
2	清算人就任の登記事項証明書	官公署	1	—

(2) 清算人の職務

① 現務の終了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

② 債権の取立て及び債務の弁済（法31⑫）

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

③ 公告（法31⑩）

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内（2ヶ月以上）にその請求を申し出るよう催告しなければなりません。この公告には、期間内に申し出ないときは、清算から排除する旨を付記しなければなりません。

公告の方法は、官報に掲載する他、定款に規定した方法で行います。

*官報とは、「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。
官報への掲載のお申込みは、下記までお問い合わせください。

岡山県官報販売所（有文堂）

岡山市北区幸町3番22号

TEL：086-222-2646

④ 残余財産の引渡し

以上の手続を終わって残余財産がある場合は、これを譲渡先に引き渡します。

(3) 清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人は、清算終了届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、所轄庁に届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照P
1	清算終了届出書	第13号	1	128
2	清算終了の登記事項証明書	官公署	1	—

V (2) 合併の手続き

1 NPO法人の合併

NPO法人は、他のNPO法人と合併するときには、総会の議決を経て、所轄庁の認証を受ける必要があります。(法33)

2 合併手続きの流れ

(1) 社員総会の議決

議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

(2) 所轄庁の認証

認証を受けようとするときは、議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)を添付した合併認証申請書を所轄庁に提出しなければなりません。

合併によりNPO法人を設立する場合においては、定款の作成その他の設立に関する事務は、それぞれのNPO法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

合併により事務所を他県にも設置する等により所轄庁が変更となる場合は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁への申請となります。申請書等も変更後の所轄庁の様式となります。

	提出書類等	様式	縦覧	部数	参照P
1	合併認証申請書	第14号		1	129
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(コピー)	任意		1	110
3	定款	〃	○	2	—
4	役員名簿	〃	○	2	42
5	就任承諾及び誓約書の謄本(コピー)	〃		1	43
6	役員の住所又は居所を証する書面 [※]	官公署		1	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿	任意		1	44
8	確認書	〃		1	45
9	合併趣旨書	〃	○	2	—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	〃	○	2	48
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	〃	○	2	49~ 56

※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能

- (3) NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。
- (4) NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月以上とする。）に述べることを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。
- (5) 合併によって設立したNPO法人は、合併によって消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。また、その効力は、主たる事務所の所在地において登記することによって生じます。
- (6) NPO法人は、上記（5）の登記をしたときは、遅滞なく、合併登記完了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、合併の時の財産目録も提出します。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	合併登記完了届出書	第15号		1	130
2	登記事項証明書	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—
4	合併の時の財産目録	任意	○	1	60

様式第9号(第9条関係)

提出日もしくは郵送日

年 月 日

岡 山 市 長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備 考

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

記載例 解散届出書

様式第 10 号(第 10 条関係)

年 月 日

岡 山 市 長 様

特定非営利活動法人 ○○○○

清算人

住所又は居所

氏名 △ △ △

電話番号 (×××) ××××

該当事由の番号に○
または不要な番号を削除

解散届出書

第 1 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 31 条 1 項 第 2 号 に掲げる事由により

第 4 号

第 6 号

次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

残余財産が 0 でも記載する。

備 考

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算中に清算人が新たに就任した場合に提出。
解散総会で選任された清算人は提出不要。

岡 山 市 長 様

清算人個人の住所
(又は居所)を記載

(特定非営利活動法人の名称)

清算人

住所又は居所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

次のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備 考

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

岡 山 市 長 様

清算人個人の住所
(又は居所)を記載

(特定非営利活動法人の名称)

主たる事務所の所在地

清算人

住所又は居所

氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備 考

2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

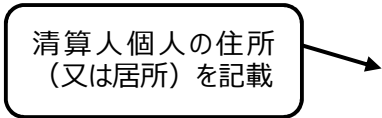
記載例 清算終了届出書
様式第13号(第12条関係)

年 月 日

岡 山 市 長 様

特定非営利活動法人 ○○○○
清算人
住所又は居所
氏名 △ △ △
電話番号 (×××) ××××

清算人個人の住所
(又は居所) を記載



清算終了届出書

特定非営利活動法人○○○○の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第32条の3の規定により、届け出ます。

備 考

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

岡 山 市 長 様

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 (合併後存続する) 特定非営利活動法人の名称
(合併によって設立する)
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備 考

- 1 3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款(2 部)
 - (3) 役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2 部)
 - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(岡山市特定非営利活動促進法施行条例(平成 24 年市条例第 2 号)第 2 条第 5 項の規定の適用を受ける場合を除く。)
 - (6) 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書(2 部)
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2 部)
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2 部)

様式第 15 号(第 14 条関係)

年 月 日

岡 山 市 長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定により、登記事項証明書 1 部を添えて届け出ます。

備 考

この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 1 登記事項証明書の写し
- 2 合併の時の財産目録